

### 3. 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり事業による住宅改修費補助金について

要援護高齢者及び重度身体障害者の自立支援と家族介護の負担軽減を図るため、住宅改修をする場合に必要な経費に対し、補助金を交付する。

#### ●対象者

- (1) 介護保険の要介護・要支援（要支援1から要介護5）の認定を受けて、日常生活を営むのに支障がある高齢者がいる世帯。
- (2) 下肢、体幹機能障害により、級別が1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けて、日常生活を営むのに支障がある重度障害者の方がいる世帯。

#### ●対象となる改善

トイレや浴室などの改善、床面の段差解消、手すりの設置など日常動作及び介護動作の向上が認められる場合

#### ●補助金の額

- (1) 介護保険給付対象者の場合

改修費の額から対象者1人あたり介護保険住宅改修費支給限度額(20万円)を控除した額の3分の2に相当する金額。ただし、80万円から住宅改修費支給限度額を控除した金額の3分の2（40万円）を上限とする。

- (2) 重度身体障害者の場合

改修費の額から対象者1人あたり障害者住宅改修費(20万円)を控除した額の3分の2に相当する金額。ただし、80万円から障害者住宅改修費を控除した金額の3分の2（40万円）を上限とする。

#### ●その他

- (1) 新築、増築又は世帯の合計所得金額により、該当にならない場合がある。
- (2) すでに改修等が終わったものについては、この事業の対象とならない。
- (3) 過去にこの事業により補助を受けたことのある世帯は対象とならない。
- (4) 平成14年4月1日以降に新築した住宅の改修は、対象とならない。
- (5) 申込者数が多数で申請額が予算額を超えた場合には、受付順に対象者を選定し、補助金を交付できない場合があるので早めに申し込みのこと。

【申し込み・問い合わせ先】 軽米町健康福祉課・福祉グループ（☎46-4736）